

国民年金第1号被保険者（自営業者、学生など）は、希望により毎月の国民年金保険料に加えて、月額400円の『付加保険料』を納めることができます。

付加保険料を納めると、将来受給する老齢基礎年金に加えて付加年金を受け取ることができます。

【納めることができる方】

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）

物価スライドも
無くともお得

付加年金額（年額）＝
200円×付加保険料を納付した月数

付加保険料を10年間納付した場合…

付加保険料の納付額
400円×12月×10年＝48,000円
↓
付加年金の年金額
200円×12月×10年＝24,000円

★48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せされます

■ ご注意ください

- ・付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります
- ・国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません
- ・納期限（対象月の翌月末）を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます
- ・お申し込みは、住民福祉課 国保年金係（役場1階②番窓口）または年金事務所です



日赤活動資金へのご協力 ありがとうございます

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

日本赤十字社スローガン 「いのちを守る 赤十字」

日本赤十字社の活動資金募集を本年度も実施したところ、住民の皆さまや各区のご協力により、次のとおり活動資金をお寄せいただきました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

令和3年度募集結果 **1,946,980円**（令和3年7月31日現在）

お寄せいただいた活動資金は、日本赤十字社長野県支部へ送金し、国内外の災害救護活動の他、各種講習会の実施や救護看護師の養成等、数多くの人道的な活動に役立たせていただきます。富士見町においても、災害救護活動や救急法の普及活動、奉仕団活動等に活用されています。

赤十字活動へのご協力に感謝するとともに、今後ともより一層のご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

日本赤十字社有功章社員章等について、

→ ✨ 富士見町民へ「支部長表彰」が贈られました ✨ ←

多額の日赤活動資金をお寄せいただき、赤十字事業の進展に貢献されたとして、日本赤十字社長野県支部より富士見町民へ「支部長表彰状」が贈呈されました。

日本赤十字社では、赤十字活動の原則である「人道」の実現のために、人間のいのちと健康、尊厳を守る様々な活動を推進していきます。皆さまのご協力に感謝申し上げます。